

措置入院者届出関係等事務処理要領

制定	平成 8年 3月25日付	福祉保健部長通知
改正	平成 9年 4月 1日付	福祉保健部長通知
改正	平成12年 4月19日付	福祉保健部長通知
改正	平成13年 3月30日付	福祉保健部長通知
改正	平成14年 3月29日付	福祉保健部長通知
改正	平成19年 3月30日付	福祉保健部長通知
改正	平成20年 4月 1日付	健康福祉局長通知
改正	平成22年11月12日付	健康福祉局長通知
改正	平成26年 3月11日付	健康福祉局長通知
改正	令和 3年 3月22日付	健康福祉局長通知
改正	令和 5年 3月31日付	健康福祉局長通知

第1 総則

広島県知事又は知事の委任を受けた保健所長（以下「所管行政庁」という。）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条又は第29条の2に基づき精神科病院（精神科病院以外の病院であって、精神病床を有する病院を含む。以下同じ。）に入院措置した措置入院者に係る届出等の事務の処理及びこれに関係する留意事項については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 届出等の提出先等

1 病院

広島県内に所在する精神科病院（広島市内に所在する精神科病院を除く。以下同じ。）の管理者は、以下に定める届出等を提出するときは、次の保健所へ2部提出すること。

(1) 措置入院者の定期病状報告，転院申請書，仮退院許可申請書，措置入院者の症状消退届，入院者の届出事項の変更届，無断退去届，無断退去者帰院届の取扱

ア 広島県が措置した入院者に係るもの

次の場合を除き、当該入院者の住所地を管轄する保健所。

(ア) 当該入院者の住所地が福山市，呉市の場合

福山市の場合には東部保健所福山支所，呉市の場合には西部保健所呉支所

(イ) 当該入院者の住所地が広島市，広島県外又は不明の場合

当該措置を行った所管行政庁へ提出すること。

- イ 広島市が措置した入院者に係るもの
広島市保健所。

(2) 事故報告書の取扱

当該病院の所在地を管轄する保健所。

2 保健所

(1) 措置入院者の定期病状報告及び入院者の届出事項の変更届の取扱

届出等を受理した保健所は、そのうちの1部を知事（県立総合精神保健福祉センター）へ提出すること。ただし、広島市長が入院措置した事件については、広島市長（広島市精神保健福祉センター）へ送付すること。

(2) 無断退去届、無断退去者帰院届及び事故報告書の取扱

届出等を受理した保健所は、そのうちの1部を速やかに知事（健康福祉局疾病対策課）へ提出するとともに、当該入院措置の実施機関（保健所）へ写しを送付する。

ただし、広島市長が入院措置した事件については、広島市長（健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課）へ送付すること。

(3) 転院申請書、仮退院許可申請書及び措置入院者の症状消退届の取扱

届出等を受理した所管行政庁において所要の処分を行うこと。

ただし、広島市長が入院措置した事件については、処分は行わず、速やかに届出等のうちの1部を広島市長（健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課）へ送付すること。

3 注意事項

所管行政庁が入院措置を行うとき、特に管外病院に入院措置するとき及び管外住所者、なかんずく広島市内若しくは広島県外に住所を有する者又は住所不明の者を入院措置するときは、届出等の提出先について個別に病院を指導するようにすること。

第3 届出等の取扱

1 措置入院者の定期病状報告

精神科病院の管理者は、措置入院者について、法第29条第1項の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に、「措置入院者の定期病状報告書」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日付障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知（以下「精神保健福祉課長通知」という。））別紙様式18）を提出すること。

ただし、入院年月日から起算して6月を経過するまでの間は、3月ごとの各月に行わなければならない。

2 転院

(1) 転院の申請

精神科病院の管理者は、措置入院者が他の疾病を併発し当該病院においてその治療を行い難い等転院が必要と認められるときは、「転院申請書」（様式1）により申請するものとする。

(2) 転院の許可

所管行政庁は、措置入院者を転院させることが適当であると認め申請を許可するときは、「転院通知書」（様式2）により、精神科病院の管理者（転院の申請をした精神科病院の管理者及び転院先の精神科病院の管理者をいう。）及び転院先の精神科病院の所在地を管轄する保健所（当該精神科病院が福山市内を所在地とする場合は東部保健所福山支所、呉市内を所在地とする場合は西部保健所呉支所）等へ通知すること。

なお、所管行政庁が措置入院者の医療及び福祉の観点から必要と認めるときは、措置入院者の家族等（法第5条第2項本文に定める者をいう。以下同じ。）に対し、「転院通知書」（様式2）により通知することができる。

(3) 搬送委託

措置入院者の転院に伴い、精神科病院等に委託する患者の搬送については、別に定める措置入院患者等搬送業務委託実施要領により処理すること。

3 仮退院

仮退院の手続については、次に定めるところによるとともに、その仮退院の実施運用については、第4に定めるところにより適正に行うこと。

(1) 仮退院の申請

精神科病院の管理者は、法第40条の規定に基づく措置入院者の仮退院の許可を受けようとするときは、「仮退院許可申請書」（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和26年12月4日規則第125号。以下「施行細則」という。）別記様式第8号）により申請するものとする。

(2) 仮退院の許可

所管行政庁は、申請を許可するときは、「仮退院許可書」（様式3）により精神科病院の管理者に、「仮退院通知書」（様式4）により関係保健所へ通知すること。

なお、同一日に同一の精神科病院の管理者から多数の仮退院申請があったときは、「仮退院許可書」にかえて連記式「仮退院許可書」（様式5）により通知しても差し支えないこと。

なお、所管行政庁が措置入院者の医療及び福祉の観点から必要と認めるときは、措置入院者の家族等に対し、「仮退院通知書」（様式4）により通知することができる。

(3) 仮退院者の帰院

精神科病院の管理者は、仮退院中の措置入院者が仮退院承認期間の満了前に帰院したときは、「仮退院者帰院届」（様式6）により速やかに報告すること。

なお、仮退院承認期間の満了により帰院したときも、所管行政庁は措置入院者の帰院について確認を行うなど、適正な運用に努めること。

4 入院措置解除

(1) 症状消退の届出

精神科病院の管理者は、法29条の5の規定に基づき、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察の結果、措置入院者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ若しくは他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったとき又は措置入院者が死亡したときは、直ちに「措置入院者の症状消退届」（施行細則別記様式第6号）により届け出ること。

(2) 入院措置の解除

所管行政庁は、法第29条の4第1項、第38条の3第4項又は第38条の5第5項に基づき措置入院者の入院措置を解除するときは、「入院措置解除通知書」（様式7）により精神科病院の管理者及び関係保健所へ通知するとともに、「入院措置解除のお知らせ」（様式7の2）により措置入院者に通知すること。

なお、所管行政庁が、入院措置解除後の入院者の医療及び福祉の観点から必要と認めるときは、入院者の家族等に対し、「入院措置解除通知書」（様式7）により通知することができる。

5 入院者の届出事項の変更

精神科病院の管理者は、措置入院者の住所、氏名若しくは保険区分に変更があったとき又は変更があったことが判明したときは、「入院者の届出事項の変更届」（様式8。以下この項において「変更届」という。）を提出すること。

6 無断退去・無断退去者帰院

(1) 無断退去届

精神科病院の管理者は、措置入院者が無断退去しその行方が不明となったときは、法第39条第1項の規定により、所轄の警察署長に探索を求めるとともに、「無断退去届」（様式9）を提出すること。

(2) 無断退去者帰院届

精神科病院の管理者は、(1)の無断退去者が帰院したときは「無断退去者帰院届」（様式10）を提出すること。

7 事故報告書

精神科病院の管理者は、措置入院者が事故のため死亡したとき、他の入院患者へ傷害を加える等重大な他害行為を行ったときその他重大な事故があったときは、「事故報告書」（様式11）を提出すること。

第4 仮退院の運用に係る留意事項等

1 仮退院の留意事項等

精神科病院の管理者は、仮退院にあたっては、次の事項に注意すること。

- (1) 仮退院の申請については、指定医の診察を要件とすること。
- (2) 仮退院者本人はもちろん、仮退院中の措置入院者の引取人等仮退院先の関係者に対しても仮退院中の治療、生活について十分な指導を行うこと。
- (3) 仮退院の際には、引取人と仮退院者の関係、仮退院先の環境等を充分調査すること。また、長期にわたるときは、仮退院先の関係者との連絡を密にすること。
- (4) 仮退院許可期間中は、必ず主治医の指示のもとに、外来診療、投薬の服用など適切な処置をとること。

また、この指示に従わず診察、投薬等を受け付けない者については、その後の生活調査等を行うとともに、保健所と連携して精神保健福祉相談員等の訪問指導の依頼、病院による訪問看護の実施等の管理指導に努めること。

2 仮退院中の医療費の取扱に係る留意事項

仮退院中の措置入院者の医療に要する費用のうち、入院時基本診療料（入院料）及び経過観察のため必要な医療費については、公費負担の対象とし、その取扱は次によるものであること。

(1) 入院料を請求できる期間

入院時基本診療料（入院料）として請求し得る期間は14日以内であること。

ただし、当該仮退院者が14日以内に病院に帰院することが明らかである場合（仮退院許可書の入院時基本診療料（入院料）請求日数が14日以内で決定されたものをいう。）であって、かつ、当該仮退院者が同期間内に帰院することを予定して、当該仮退院者の病床を空床にしておく場合に限ること。

(2) 入院料を請求できる条件

入院時基本診療料（入院料）として請求し得る仮退院を実施するにあたっては、空床として確保すべき病床も含めて、精神科病院全体（精神科病院以外の病院に設置する精神病室においては、精神病室全体）の病床利用率が、100%を超えない場合に限ること。

(3) 経費の範囲

経過観察のため必要な経費は、往診料、投薬、処置料等当該仮退院期間中における医療費であって、診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、法第29条の6の規定によるものであること。

なお、仮退院中の診療については原則として通院によるものとし、往診は緊急や

むを得ない場合（仮退院中の者に自傷他害の行為が生じ、又は不測の事故等で通院不可能の状態にあるとき）に限定するものとする。

(4) 合併症の治療

仮退院中の者に係る合併症の治療についても、入院中と同様次によるものであること。

ア 歯科治療

仮退院中の者が入院していた病院に歯科があるときは、歯科治療の費用は、法の対象とできるが、当該病院に歯科がないときは、法の対象とすることはできない。

イ 歯科以外の治療

歯科以外の合併症の治療についても、当該病院で行った費用については、法の対象とできる。

ウ 当該病院において治療しがたい場合

当該病院において、歯科その他の合併症の治療を行うことができない場合において、当該病院が適当な医師を嘱託する等の方法ができる。

エ 転院

仮退院中の者の転院はできないものであること。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前において効力を有した要領及び通知に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。
- 2 知事又は知事の権限を専決する保健所長が、この要領に定める様式により文書を収発するときは、この要領中「保健所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要領中広島市保健所へ提出すべき報告等については、この要領施行日以降は、広島市各保健センターへ提出されるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。